

補助金取扱要領に関する新旧対比表(2019年度)

変更後	変更前
<p>第9条(本研究機関の利益相反管理規則等の遵守に関する報告)</p>	<p>第9条(本研究機関の利益相反管理規則等の遵守に関する報告)</p>
<p>第9条 補助事業を実施する事業者は、機構が別途定める様式による「利益相反管理報告書」により、<b>機構の利益相反管理規則に従った</b>補助事業を実施する事業者における研究者等の利益相反管理の実施の有無等につき、機構が定める期日までに機構に対して報告しなければならない。</p>	<p>第9条 補助事業を実施する事業者は、機構が別途定める様式による「利益相反管理報告書」により、機構の利益相反管理規則に従った補助事業を実施する事業者における研究者等の利益相反管理の実施の有無等につき、機構が定める期日までに機構に対して報告しなければならない。</p>
<p>2 補助事業を実施する事業者は、機構が別途定める様式による「<b>補助事業実績報告書</b>利益相反管理報告書」により、研究者等による補助事業にかかる国の倫理指針等の遵守状況について、機構の定める期日までに機構に対して報告しなければならない。</p>	<p>2 補助事業を実施する事業者は、機構が別途定める様式による「利益相反管理報告書」により、研究者等による補助事業にかかる国の倫理指針等の遵守状況について、機構の定める期日までに機構に対して報告しなければならない。</p>
<p>第10条(事業者の表明保証)</p>	<p>第10条(事業者の表明保証)</p>
<p>2 補助事業を実施する事業者は、国の不正行為等対応ガイドライン又は機構の不正行為等対応規則に基づく本調査(以下「本調査」という。)の対象となっている者が補助事業を実施する事業者に所属する事業代表者及び分担者(委託先等がある場合には、委託先等に所属する事業分担者又はこれに相当する肩書きを付与された者を含む。)に含まれている場合には、当該対象者について、交付申請時までに機構に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき機構の了解を得ていることを表明し保証する。</p>	<p>2 補助事業を実施する事業者は、国の不正行為等対応ガイドライン又は機構の不正行為等対応規則に基づく本調査(以下「本調査」という。)の対象となっている者が補助事業を実施する事業者に所属する事業代表者及び分担者(委託先等がある場合には、委託先等に所属する事業分担者又はこれに相当する肩書きを付与された者を含む。)に含まれている場合には、当該対象者について、交付申請時までに機構に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき機構の了解を得ていることを表明し保証する。</p>